

情報通信審議会 情報通信技術分科会 公共無線システム委員会
技術的条件作業班（第7回）議事要旨

1 日時

平成22年1月25日（月） 10時00分～12時10分

2 場所

総務省低層棟一階 共用会議室3

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員

原田 博司(主任：(独)情報通信研究機構)、加藤 数衛(主任代理：(株)日立国際電気)、
芦屋 秀幸(国土交通省)、小野 光洋(富士通(株))、狩俣 恭太郎((社)電波産業会)、
志賀 康男(警察庁)、鈴木 淳((財)移動無線センター)、竹内 嘉彦(日本無線(株))、
成澤 昭彦(パナソニックシステムネットワークス(株)、代理出席：川瀬 克行)、柳内 洋
一(日本電気(株))、山崎 高日子(三菱電機(株))

(2) 事務局

鈴木 信也(基幹通信課長)、林 義也(基幹通信課課長補佐)、
新田 隆夫(重要無線室長)、根本 朋生(重要無線室課長補佐)

4 議事

(1) 前回議事要旨(案)の確認

公共無線システム委員会技術的条件作業班(第6回)の議事要旨(案)について、修正
等がある場合には29日(金)までに事務局まで申し出ることとされた。

(2) 作業班報告(案)について

資料2028-WG-5-6に基づき、技術的条件作業班報告(案)について事務局から説明が行
われた。

主な質疑は以下のとおり。

竹内構成員：第3章の技術的条件のうち隣接チャネル漏洩電力について、規定する範囲
を170MHzから207.5MHzとされている。一般に、隣接チャネル漏洩電力につい
ては、無線システムの使用周波数帯域内において、隣接するチャネルに対する
影響を抑止する観点で規定されるものであるから、使用周波数帯域の外につい
ても規定されることには違和感がある。

狩俣構成員：公共ブロードバンド移動通信システムの使用周波数帯域の上限は202.5MHz
であるが、マルチメディア放送に与える干渉電力が問題にならないければ、第2

章の冒頭 (p. 12) にあるとおり、(公共ブロードバンド移動通信もマルチメディア放送も)お互いに 205MHz まで使用可能とすることができるとされている。205MHz までということが適切なのではないか。

原田主任：問題の一つの本質は、どこまでを使用帯域というかということ。202.5MHz とするか、205MHz とするか。

山崎構成員：205MHz まで使う可能性があるということで、170MHz から 205MHz までを規定の範囲ということにしてはどうか。

竹内構成員：205MHz から 207.5MHz までは規定値が空いてしまうことになるが、それはそれで良いかどうか。どちらが良いとも言えない。

柳内構成員：おそらくは規定値が空いてしまっても問題はないかと思うが、書き方の問題である。

事務局：通常であれば、使用周波数帯の中においては隣接チャネル漏洩電力の規定があり、その外側では帯域外領域ということでスプリアス発射の規定がある。更にその外側はスプリアス領域で不要発射の規定がある。しかし、今回の場合には、隣接する無線システムとの共用を確保するために、帯域外領域の中においてスプリアス発射ではなくて不要発射を規定しているところが難点。帯域外領域では、スプリアス発射と不要発射の二つの規定値の可能性はあるわけだが、二つ規定するかどうするか。

原田主任：それでは、第3章の隣接チャネル漏洩電力の箇所には、注釈を付して、使用周波数帯域でない部分を含むことを明記した上で、207.5MHz までの範囲でこの値だということではどうか。

事務局：第3章の技術的条件のうち不要発射の強度の許容値について、一つの境界が 217.5MHz となっているが、これは 215MHz の誤りであると思う。

原田主任：特に異論がなければ、修正する。

竹内構成員：副次的に発する電波等の限度について、2505MHz 以上 2535MHz 未満の規定値が厳しいものとなっているが、これは一部のシステムだけを保護することになっている。

事務局：当該周波数範囲についての他の類似システムの例にならった案であると理解しているが、もし違った値とするならばなぜその値なのかという説明も一緒に追加していただきたい。

(3) その他

原田主任より、今回の会合での意見を踏まえて本案を修正した上で、次回の公共無線システム委員会に報告することが提案され、構成員から了承された。また、細部の修正について

は原田主任に一任された。

【配布資料】

資料 2028-WG-7-1 公共無線システム委員会技術的条件作業班（第6回）議事要旨（案）
資料 2028-WG-7-2 技術的条件作業班報告（案）